

**デジタル原則を踏まえた
処分通知等のデジタル化の基本的考え方
の検討
〈ポジション・ペーパー〉**

2022年9月30日

デジタル庁

デジタル社会共通機能グループ

- 本検討について 4
- 処分通知等について 8
- スケジュールについて 12
- 会議ツールについて 15
- ファシリテーターから運用に関する説明 19

- デジタル庁では、2021年10月から2022年7月にかけて「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」（主査：手塚悟慶應義塾大学教授）を開催し、報告書では①行政のデジタル完結の推進、②マルチステークホルダーモデル（以下「MSM」という。）での議論等の提言が盛り込まれました。

（報告書：https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/658916e5-76ce-4d02-9377-1273577ffc88/1d463bfc/20220729_meeting_trust_dx_report_01.pdf）

- これを踏まえ、行政手続のデジタル完結化の推進に資するために、デジタル化された処分通知等の信頼性確保のための参考資料として「処分通知等のデジタル化の基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という）をMSMにて検討し、作成する予定です。
- この「基本的考え方」を参照いただくことで、府省庁等や地方自治体が行う処分通知等のデジタル化を推進し、行政手続を行う個人や事業者の利便性や業務生産性の向上、行政事務の効率化に寄与することを目指します。

- MSMとは、専門家・業界団体・地方自治体等の多様な利害関係者で議論する方法であり、論点のテーマに応じた関係者からご意見を聴取します。
- 初回（今回）は「基本的考え方」の作成に向けた意見聴取ですが、今後、異なるテーマについてもMSMによる意見聴取等を開催する予定です。
- 関係者が多忙である事にも鑑み、オンライン上でのコミュニケーションツールとしてSlackを用いて意見聴取を実施します。
- いただいたご意見を基に、「デジタル庁の作成方針」に則って「基本的考え方」を作成する予定です。必要に応じ、デジタル臨時行政調査会との連携等についても検討しています。
- 皆様におかれましては忌憚のないご意見を頂きたくお願い申し上げます。

本検討について

■ 今回の検討の対象範囲

- 処分通知等の定義：9ページ
- 処分通知等の具体例：10ページ

■ デジタル化された処分通知等の利用場面

- パソコンやスマートフォン等の電子機器で通知内容を確認・保存
- 処分通知等のうち許可や認可については、第三者への提示や掲示等

■ 実現したい目標（デジタル庁）

- 府省庁等の処分通知等のデジタル化割合の向上
- 地方自治体の処分通知等のデジタル化割合の向上
- これらを通じて、行政手続を行う個人や事業者の利便性や業務生産性の向上、行政事務の効率化

- 各種行政手続のデジタル化を法令に合わせて実現。
 - デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）のデジタル化3原則の具体化。
- デジタル原則の内、「原則①：デジタル完結・自動化原則」の実現。
- 個人・事業者など通知受信者にとって、利便性や業務生産性の向上につながるものを具体化。
- 現実の行政事務での妥当性、その簡素化や効率化に結びつくものを具体化。

■ デジタル手続法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000151>

➤ デジタル手続法におけるデジタル化3原則（デジタル手続法第2条）

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

■ デジタル原則

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c98d7d7a-24f2-45fe-a3b9-14c635966105/20211222_meeting_extraordinary_administrative_research_committee_01.pdf

（デジタル臨時行政調査会（第2回）、2021年12月22日、資料1「デジタル時代の構造改革とデジタル原則の方向性について」P3）

■ トラストポリシーの基本方針

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/658916e5-76ce-4d02-9377-1273577ffc88/1d463bfc/20220729_meeting_trust_dx_report_01.pdf

（デジタル庁、2022年7月29日、「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ報告書」P36～37）

処分通知等について

■ デジタル手続法での定義「処分通知等」

- 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知
- 法令の規定に基づき行政機関等が行う通知

行政手続法（※）に定められる処分通知等も参考。

（※）行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とした法律

種類（例）	事例
申請に対する処分	営業の許可などの申請に対して許可する／しない
不利益処分	許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする
行政指導	役所が営業内容の改善を求める

■ 現状の例（紙）

- 押印（又は公印省略）された紙の許可証等が郵送される。

■ 薬局開設許可証の交付

- 薬局を開設する場合は管轄の保健所等の許可が必要。
- 許可証は薬局内に掲示が必要（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第三条）。

■ 道路占用許可書の交付

- 道路に一定の物件を継続的に設置するために必要となる許可。
 - 置き看板、立て看板、のぼり旗、自動販売機等

■ 処分通知のデジタル化の手法

- PDFに電子署名を付けて送る
- CSV形式などに電子署名やeシール等を付けて送る 等

■ 信頼性確保の観点

- デジタル化した処分通知等について、データ単独で検証するには何が必要か？
- 第三者に対して、受け取った処分通知データが行政機関から通知されたものであることの証明が必要な場合には、どのような方法が必要か？ 等

※なお、公文書の真正性については民事訴訟法第228条等により推定されるため今回の検討の範囲外とします。

■ 実装例



PSD2（欧州決済サービス指令）において、2020年12月より、各種決済サービス提供者は、自身が決済データの発行者であることを証明するために認定eシール又はWEB認証を用いることが義務づけられた。

スケジュールについて

- 多くの関係者に参加いただきながら、効率的な進行に資するため、Slackを利用した意見聴取を行う。
- 10月11日から11月24日の間、毎週論点を事務局から提示し、週ごとに意見を聴取することを予定（9月30日から10月7日までは試行期間）。
- 11月末を目途にファシリテーターが取りまとめた意見を基に、デジタル庁にて「通知のデジタル化の考え方」を作成予定。

	期間	意見締切（予定）	主な論点
0	9月30日から10月7日	—	Slack接続、投稿等の試行期間
1	10月11日から13日	10月13日（木） 17時	全体的なもの(全体的にご意見を頂くもの)（予定）
2	17日から20日	10月20日（木） 17時	処分通知等のデジタル化に係る要件（予定）
3	24日から27日	10月27日（木） 17時	処分通知等のデジタル化の適用対応関係（予定）
4	31日から11月3日	11月3日（木） 17時	論点1～3回での議論不足箇所を議論（予定）
5	11月7日から10日	11月10日（木） 17時	処分通知等のデジタル化の手法の検証（予定）
6	14日から17日	11月17日（木） 17時	処分通知等のデータ利活用の要件（予定）
7	21日から24日	11月24日（木） 17時	論点1～6回での議論不足箇所を議論（予定）

- 著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）については、原則としてデジタル庁に譲渡されます。
- 行政文書として保存され、情報公開法に基づく開示請求があった際には、法律に規定された不開示情報を除き、原則として公開されます。
- いただいたご意見は、月に1度程度、名前を伏せて概要としてデジタル庁HPにて公表します。

会議ツールについて

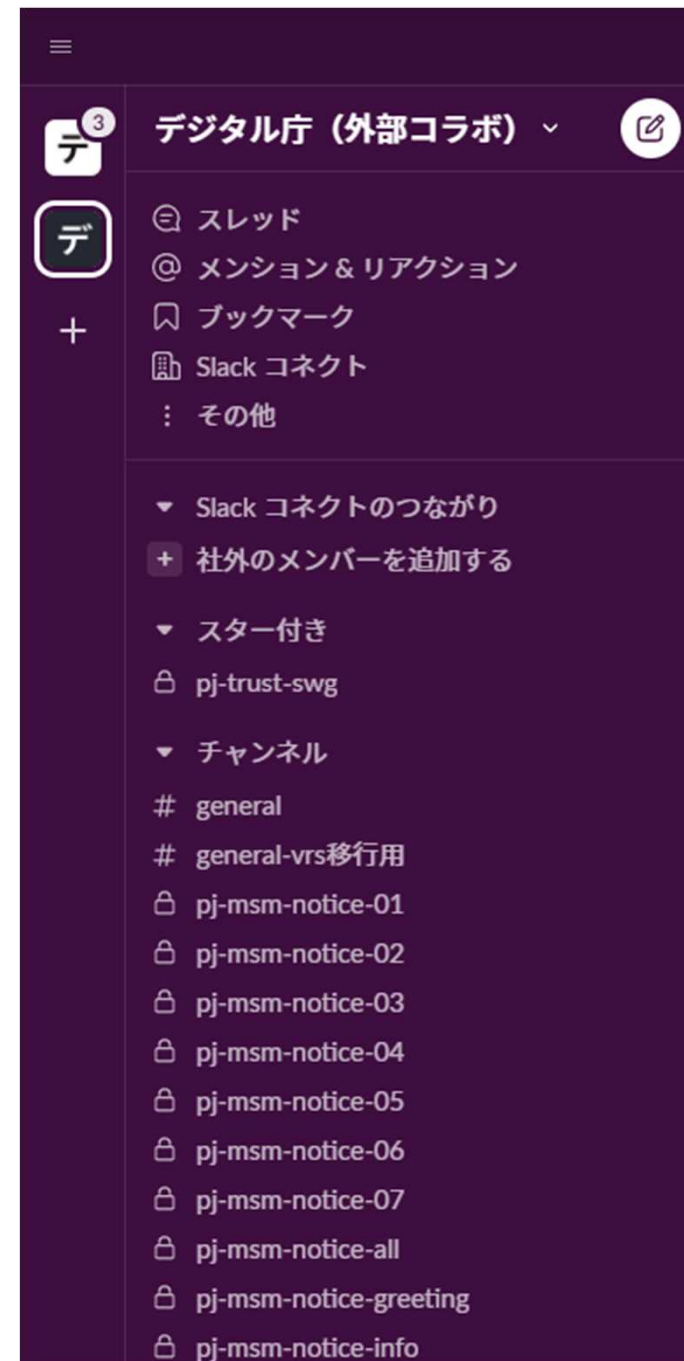
■ Slackを利用した意見交換実施

- デジタル庁が参加者をSlackに招待。
- デジタル庁が毎回論点を明示。
- 参加者は意見があれば投稿。

※集中議論が必要な場合には、別途オンラインで会議を開催。

■ 取りまとめ

- 11月末にファシリテーターにて取りまとめた最終的な取りまとめ（案）を参加者に回報。
- 参加者にて取りまとめ（案）を確認。
- 取りまとめを元に、デジタル庁にて「基本的考え方」を作成。



■ チャンネル名

➤ pj-msm-notice-all

全体取りまとめ結果（11月最終週）を投かんするチャンネル。

➤ pj-msm-notice-info

事務局より事務連絡を行うチャンネル。

➤ pj-msm-notice-info

参加者が自己紹介を行えるチャンネル。

➤ pj-msm-notice-01～ pj-msm-notice-07

P13に示す論点毎のチャンネル。

■ 発言ルール

➤ デジタル庁は、pj-msm-notice-01～07のチャンネル内に、テーマ毎の論点（複数のスレッド）を立てる。参加者は論点に「返信」をする形で意見を発言。

➤ 明確に誰かに対して意見がある場合はメンション機能を活用。

➤ 発言を行う際は、必ず組織名を最初につけて発言。

※ 詳細は、「別添：MSMにおけるslack運用ルール」を参照。

■ 専門家 (2団体 + 8人)

(一社)日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
日本行政書士連合会

(トラストSWG構成員)

太田 洋 (西村あさひ法律事務所パートナー弁護士)
崎村 夏彦 ((株)東京デジタルアイディアーズ 主任研究員)
佐古 和恵 (早稲田大学 基幹理工学部情報理工学科 教授)
手塚 悟 (慶應義塾大学環境情報学部 教授)
濱口 聡志 (慶應義塾大学SFC研究所 上席所員)
林 達也 ((株)LocationMind 取締役)
宮内 宏 (宮内・水町IT法律事務所 弁護士)
宮村 和谷 (PwCあらた有限責任監査法人 パートナー)

■ 事業者 (10団体)

(一社)OpenIDファウンデーション・ジャパン
(一社)デジタルトラスト協議会 (JDTF)
(株)マネーフォワード
(一社)クラウド型電子署名サービス協議会
(特非)日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA)
電子認証局会議
(一社)日本データ通信協会
(一社)全国銀行協会
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
Global Legal Entity Identifier Foundation (GLEIF)

■ 消費者 (2団体)

(一財)日本消費者協会
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

■ 産業界 (3団体)

(一社)日本IT団体連盟
(一社)日本経済団体連合会
(一社)新経済連盟

■ 地方自治体 (4団体)

茨城県
熊本県熊本市
群馬県前橋市
北海道更別村

■ オブザーバー (8団体)

内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)
消費者庁
総務省
法務省
経済産業省
厚生労働省
金融庁
全国知事会

参 加 : 37 団体等

ファシリテーターから運用に関する説明

■ 自己紹介

- 坂下哲也（さかしたてつや）
 - （一財）日本情報経済社会推進協会
常務理事（電子情報利活用研究部、認定個人情報保護団体事務局担当）
 - 主な政府委員
 - 国立研究法人審議会臨時委員（JAXA部会 部会長）
 - デジタル庁情報システム調達改革検討会委員など

■ 会議の運用について

- Slackに意見を提出する際には以下にご留意をお願いします。
 - 文章は完結に。
 - 意見を求めたい人がいれば、その旨を記入。
- 論点について
 - 各週ごとのまとめ後に、その後の論点も追加する場合があります。
 - 4回目（10月31日の週）、7回目（11月21日の週）に論点の見直しをします。
 - また、議論の途中でも追加の論点にお気づきの場合にはご提案をお願いします。
- 取りまとめについて
 - 最終の取りまとめを11月28日の週に行い、参加者の皆様へ回報しますので、ご意見を頂ければと思います。それを以て、デジタル庁へ提出を致します。